

第四十三回 参議院大蔵委員会會議録第十号

(1111)

昭和三十三年二月二十六日(火曜日)

午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
柴谷 要君
渋谷 邦彦君
永末 英一君

委員

津島 壽一君
日高 広為君
堀 末治君
森部 隆輔君
佐野 芳雄君
戸叶 武君
野々山一三君
野溝 勝君
大竹平八郎君
鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官 池田 清志君
大蔵省主税局長 村山 達雄君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員

大蔵大臣官房 柏木 雄介君
財務調査官
大蔵省主税局 川村博太郎君
税制第二課長

○本日の會議に付した案件
○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五部 大蔵委員会會議録第十号

昭和三十三年二月二十六日【参議院】

○酒税法(一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る二月二十日、本院先議として提出され付託されました外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明及び補足説明を聴取いたします。

まず、提案理由の説明を願います。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

現行の法律によりますると、外国保険事業者が日本において保険事業を営むには、大蔵大臣の免許を受けなければならぬことになっておりますが、免許を受けない外国保険事業者の締結する保険契約については、何人も日本において代理または媒介の行為をしてはならないとの規定を置くのみであります。

昭和二十四年の立法当時の状況におきましては、このような規定をもつて、免許を受けない外国保険事業者の日本の保険市場を対象とする活動を一応抑止することができると考えられたのであります。

国際間の交通、通信の急速なる発達の状態を考へますと、免許を受けることなく、事実上、日本において保険事業を行なうと同等のことをなすことが、きわめて容易な情勢となつてきているのであります。

このようなことを放置し、免許を受けない外国保険事業者の事業活動に全く規制が及ばないこととしておきますと、免許を受けた保険事業者に課せられております義務を免れております免許を受けない外国保険事業者が有利な立場となり、不正な競争によつてわが国保険市場を攪乱し、日本の保険事業の健全な発達を阻害する結果を招くおそれがあるばかりでなく、免許を受けない外国保険事業者と契約したわが国の被保険者その他の関係者が不測の損害をこうむるおそれもあるものであります。

以上の理由によりまして、免許を受けない外国保険事業者の日本における事業活動を有効に規制できるように制度とする必要があらますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、外国保険事業者が免許を受けて日本で保険事業を営むのは日本に支店等をつけて行なう場合に限定することとし、日本に支店等をつけない外国保険事業者は、日本にある人または財産等について保険契約を締結してはならないこととしております。

また、日本に支店等をつけない外国保険事業者は、日本にある人または財産等について保険契約の申し込みをしようとする者は、再保険契約その他大蔵省令で定める特別の場合以外は大蔵大臣の許可を受けなければならないこととし、

大蔵大臣が許可をしてはならない場合を列挙いたしております。このほか、これらの規制に対応して免許を受けた外国保険事業者につきましても、日本にある人または財産等にかかる保険契約については、日本において契約を締結しなければならぬこととしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうようお願い申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続いて、補足説明を願います。柏木財務調査官。

○説明員(柏木雄介君) 外国保険事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

免許を受けない外国保険事業者に対する付保につきましては、保険事業の免許制度をとつておる国におきましては、いづれも法律をもつて相当の規制を行なつております。

すなわち、イギリス等々わめて少数の国は、保険事業について免許制がなく自由であるため、このような規制もないのであります。このような規制をもつておるフランス、イタリア、メキシコ等多くの国におきましては、免許を受けない外国保険事業者との間の保険契約の締結を法律をもって禁止する規制が行なわれております。

ところが、わが国におきましては、昭和二十四年の外国保険事業者に関する法律の立法当時の保険取引の状況におきまして、免許を受けない外国保険事業者の締結する保険契約については、何人も、日本において代理または媒介の行為をしてはならないという規定をもつて、免許を受けない外国保険事業者の日本の保険市場を対象とする活動を一応抑止することができると考えられたわけでありまして、この規定のみをもつては、免許を受けない外国保険事業者の日本における事業活動を有効に規制できない事態に至つておることは、先ほど提案理由として御説明申し上げたところでございます。

この改正案におきましては、免許を受けない外国保険事業者に関するこのような法律の不備を補うため、第三條第二項の代理または媒介の行為を禁止する規定に加えまして、第三項として、免許を受けない外国保険事業者は日本にある人もしくは財産または日本国籍を有する船舶もしくは航空機にかかる保険契約を締結してはならない旨の規定を置きました。

第四項として、免許を受けない外国保険事業者に対して日本にある人または財産等にかかる保険契約の申し込みをしようとする者は、あらかじめ大蔵大臣の許可を受けなければならない旨の規定も置きました。

そして、免許を受けない外国保険事業者の日本における活動を有効に規制できる制度としたわけでござい

ます。

この第四項に基づいて大蔵大臣に対し許可の申請があつた保険契約につきましては、その保険契約の内容が法令に違反したりまたは不正である場合、契約者がその保険契約と同等または有利な条件で免許を受けた内国または外国保険会社と保険契約を締結することが容易である場合等第五項各号に規定しておりますような場合には、大蔵大臣は許可をしないことになつております。しかし、第五項各号に該当しない場合、たとえば免許を受けた内国または外国保険会社が引き受けることができない種類の保険契約等につきましては、許可をいたすわけでありまして、また、再保険とか国際間の海上または航空運送中の貨物にかか

る保険等、その性質上規制のもとに置くことによりかえつて保険事業の円滑な運営ないし国際的な取引自体を阻害するおそれのあるものにつきましては、第六項に基づきまして大蔵省令に定めるところによりまして、大蔵大臣の許可を受けることなく保険契約を締結し得ることにいたしております。

次に、免許を受けました外国保険事業者が、日本に設けた支店等を使わずに、その外国にある本支店等において、日本にある人または財産等にかか

○委員長(佐野廣君)

以上、簡単にございますが、補足説明をさせていただきます。

○委員長(佐野廣君) 以上で補足説明は終わりました。

○委員長(佐野廣君) 次に、酒税法の一部を改正する法律案及び印紙税法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

阿案は、去る二月二十二日衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。また、阿案につきましては、すでに提案理由の説明は聞いております。

それでは、これより阿案の補足説明を聴取いたします。川村主税局税制第二課長。

○説明員(川村博太郎君) まず、酒税法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。

酒税法の改正の第一点は、合成清酒の原料についての規制規定を従来政令に譲つておりましたのを、法律にそのまま規定し加えたわけでありまして、酒税法第三条におきましては、各酒類の定義の規定をいたしておりますが、そのうち清酒、ビール等につきましては、原料の規制規定が法律で規定されております。ところが、合成清酒につきましては、従来「政令で定めるところにより」と第四号にございまして、政令で規定されておりました。しかし、ほかの酒類の規定との権衡上、当

然法律にあげるべきものと考えまじ

て、体系的な整備の一環として、これを法律にそのまま規定し加えたわけでありまして、内容的な変化はございませ

ん。内容としていたしましては、米の重量が合成清酒の製品の重量の五割をこえてはならない。五割以下であるということでございます。

第二点は、本みりんの税率の改正でございます。従来、二十二条で、本みりんにつきましては、基準アルコール度数を十三度から十四度未満、税率を六万七千七百円といたしておりました。現在市販されております本みりんは、大半十三・五度から十三・八度でございまして、大部分この酒税法の基準アルコール度数に該当いたしますが、中に名古屋地区でいわゆる旧式みりんと称するものがございまして、非常に零細な設備で造り出されたため、製造設備の十分でないという、十分管理が行き届かないという点もございまして、この基準アルコール度数では品質に変化が起る可能性がある。現実には昨年苦干自濁するというような事例も見られたわけでございます。そこで、アルコール度数を十四度を若干こえた程度、具体的には十四・二度程度まで引き上げますと変質のおそれなくなるということでございまして、こう

したが、これを十三・五度をこえる一度ごとに五千二百円といたしたわけでございます。

第三点は、やはり体系的な整備の一環といたしまして附則に関する改正でございます。前回の酒税法の改正の際に、附則十二項で、この法律によりまして種類等が異なりました場合に負担が上がるものにつきましては、当分の間、約一年間に限つて従前の種類によるという内容にしております。具体的内容で申し上げますと、たとえばエキス分が一・八度の老酒を例にとりま

す。従来でありますとその他の雑酒になるわけでありまして、ところが、エキス分及びアルコールを基準といたしまして酒の種類を合理的に整備するという前回の酒税法の改正の結果、エキス分が一・八度、要するに二度未満でござい

ます。スピリッツに新しい税法ではアルコール度数を三十七度で押えております関係で、アルコール分が十九度の老酒であつてもかなり税金が高くなる。現実には五割程度税負担が上がるというわけでありまして、そこで、改正前にすでに製造済みのものにつきましては、旧法を前提として製造してお

たわけでございます。法律改正の結果税負担が上がるのは適当でないというところで、なお一年間に限つてその他の雑酒として取り扱う。その他の雑酒の減税の恩恵はそのまま受けさせるということにしたわけでありまして、この場合一年間に限りましたのは、法改正当時に製造済みのものにつきましては、大体一年間ではけるであらうという見込みであつたわけでありまして、昨年一年間の実績を見ますと、一年間で

は売りさばけませんので、なおこの売りさばきに三、四年を要するというような実態でございまして、そこで、前回の附則で「一年間に限り」とありましたのを「当分の間」と改めたわけであり

ます。

以上が酒税法の改正の内容でございます。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

この改正は一点でございます。現在、印紙税法の第五条に非課税の証書、帳簿を規定してございまして、すでに、農業協同組合の発する貯金証書で記載金額が三千円未満の零細なものにつきましては、非課税になっております。ところが、実際はこれにほとんど変わらぬ、あるいは非課税にする理由としてこれに劣らない、漁業協同組合あるいは漁業協同組合連合会の発する三千円未満の貯金証書につきましては、従来漏れておつたわけであり

ます。

で、その経緯を若干御説明申し上げますと、印紙税の非課税規定の改正は従来印紙税法自体では行なつておりません。で、この非課税団体と申しますか、それぞれの団体を設立いたします単行法の附則でそれぞれ手当てしておつたわけでありまして、水産業協同組合法を改正する際に、印紙税の非課税規定が実は漏れておつたわけであり

ます。昨年水産業協同組合法は大改正をいたしましたので、ここの当分の間改正する見込みがないということでありまして、この不権衡を本法の改正に待つておつたのでは不当であるまいと、農協との権衡から、印紙税の非課税規定を

追加するということにいたしました次第でございます。

以上、両案の補足説明を終わります。

○委員長(佐野廣君) 以上で、両案の補足説明を終わります。

○委員長(佐野廣君) 次に先ほど提案理由の説明及び補足説明を聴取いたしました外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、本案の質疑に入ります。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 二、三本法律案に対して質問をいたしたいと思ひます。不勉強でございますので、質問にお答えにいかと思ひますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず第一に、外国保険事業者が日本で保険事業を営もうとするときは、大蔵大臣の免許を受けなければならぬ、かように規定してありますが、わが国の保険業法第一條ノ二の条件を必要とするものであるかどうか、この点からお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(池田清志君) 専門的なことでございまして、担当官から詳しく御説明申し上げます。

○説明員(柏木雄介君) 外国保険事業者が日本で営業を営もうといたします場合には、大蔵大臣あてに免許の申請をいたしますが、その場合に業務方法などにつきましていろいろ書類の提出を要求されておりますが、それは日本の保険会社の場合とおおむね同様のものを要求いたしております。

○柴谷要君 書類提出によつて検討されることはもちろんだと思ひますけれども、

ども、わが国の保険業法によりまして、

いうと、第一條ノ二は、「保険会社ハ

前條第一項ノ免許ヲ受ケタル日より三

年ヲ経過シ且最終ノ決算期ニ於テ利益金又ハ剰余金ヲ計上スルニ非ザレバ外國ニ於テ保險事業ヲ営ムコトヲ得ズ」と規定されておるが、こういうことは外国の保険事業者の実態というものを十分調査されて免許をされるのであるかどうか、これをお尋ねするわけ

です。

○説明員(柏木雄介君) 日本に進出をいたそうという保険会社がありました場合には、当然こういうことも願ひいたして免許の可否を決定いたして

おります。

○柴谷要君 次は、免許について供託金制度というものがあつたが、大体外国保険業者については一千万円の供託金ということになつておる。ところが、それをこして供託金を積ませることもあり得る、こういう条項がこの法律に載つておりますけれども、日本に、これにおいて許可をし、そうして供託をさせた内容、こういうものが何社あつて、供託金をどのくらい積ましているか、こういう点について知つて

いる範囲でお知らせを願ひたい。

○説明員(柏木雄介君) 損害保険会社が三十六社免許されておまして、そのうち供託金一千万円のもの三十五社、二千万円のもの一社ござい

ます。それから、生命保険会社で免許されておりますものは十二社ござい

ます。そのうち一社は事実上他の会社と一緒になつておりますので、今動いて

おりますのは十一社で、それはそれぞ

れ一千万円の供託金を積んでおります。

○柴谷要君 それでは、次は、事業主

の資格制限についてはどうなつてお

りますか。

○説明員(柏木雄介君) 外国保険事業

者に関する法律におきましては、外国

において保険事業を営んでおります法人または個人というふうになつており

ますが、今日では実際には外国にお

いて保険事業を営んでおる会社だけを認

可いたしております。

○柴谷要君 それは資本または基金

が、大体日本の保険業法によりまして三千万円以上、こういうことになつて

おりますね、規定されております。や

はりその規定に準じて取り扱つてお

れるかどうか、これをお尋ねするわけ

です。

○説明員(柏木雄介君) 当然、基金ま

たは資本金は、日本の会社にしたして

おります三千万円以上のものでなければならぬということ運用いたして

おります。

○柴谷要君 事業の主体ですが、事業

兼営の制限がございしますかどうか。

○説明員(柏木雄介君) 日本の会社

につきましては生保、損保の兼営は禁止

いたしておるのであります。外国会

社につきましても、日本において商売

をするときには生保、損保の兼営は禁

止いたしております。

○柴谷要君 日本の業者に兼営の制限

をきつてやつておるが、外国の業

者にはややもすると兼営の点がゆる

やかだという批判があるのですが、そ

うなことはありませんか。

○説明員(柏木雄介君) 外国では生

保、損保の兼営を認めておる国がな

りございします。日本におきまし

ては、免許の際にその点をばつきり

たしまして、生保、損保の兼営は認

○説明員(柏木雄介君) 日本の事業だけに限らず利益というふうな計算はいたしておりませんが、各本国内に送金した結果、配当することにしたしておりますので、私どものほうで今正確な数字はつかんでおりません。

○柴谷要君 三三三三の規定違反が今度新たに設けられまして、二年以下の懲役もしくは二十万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することができ、こうなっておりますが、本法の三十四条の罰則の中に、三三三三はこれ無免許営業、それから五五、四四、五五、五五一項は規定違反だ、この違反なり無免許営業については、罰則として三年以下の懲役あるいは三十万円以下の罰金、あるいは併科、こうなっております。ところが、三三三三だけ二年と二十万円とに切り下げた理由は一体どこにあるのか、それをお尋ねしたい。

○説明員(柏木雄介君) 三三三三一項は、罰則が三三三三以下または三十万円以下、三三三三のほうは二年以下または二十万円以下というふうになっておりますのは、三三三三の罰則のほうは、要するに一契約につき一罪と申しますか、二つ契約して二つ契約違反があれば、その二倍の罰則をかけるようになっております。一方、三三三三のほうは、免許違反というものであります。幾つ商売をとっても免許違反の罪そのものは一つということでありまして、三年以下または三十万円以下というふうになっております。

○柴谷要君 そうすると、大体五五と同じ内容を持つわけですが、五五は三年以下となっております。これもや

はり一件ごとに三年、三十万ですか。

○説明員(柏木雄介君) 同様でございます。

○柴谷要君 同様ですか……。どうも数字が並んでおるといふと、ばかに三三三三だけ軽いように思うので、そういう質問をしたわけですが、規定違反がやはり三年で三十万円ということになっておるので、何か二年の二十万円ということになるという、外国業者だから手心を加える。日本の保険業法でいうと、三年、三十万という、非常に重い国内の業者については罰則を強化して、外国業者には軽いのじやないかという印象を与える。そういう思想が日本にはかつてあったのだけれども、今日ではないかと思う。そういう点から、どうせ並べるなら三年、三十万円のほうが賢明じゃないか、こう思うので、一考をお願いしたい。

まだまだ勉強不足で、質問の核心に触れておりませんが、次回に十分勉強して伺いたいと思っておりますので、本日はこれで質問を打ち切ります。

○西川甚五郎君 この法案によると、「日本に支店等」と書いてあるが、「等」というのは何ですか。

○説明員(柏木雄介君) 現在の外国保険事業者法の第二三三三項に「日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は募集をする者の店舗」というものを全部ひくくめまして店舗というふうにしておるわけでございます。実際として、一番わかりやすい例としては代理店がございまして、保険会社の代理店、海外に進出する場合に支店を出すのでなくて代理店を設けて、そこで全部営業させるといふ形が非常に多くとられますが、そう

いうものをさしておるわけでございます。

○西川甚五郎君 そうすると、代理店も含むのですか。

○説明員(柏木雄介君) さようでございします。

○西川甚五郎君 そうすると、その支店とかなんといふのは、その定義で、支店の定義はどういう定義ですか。たとえば何人以上を支店というか、そういう確たる定義はあるのですか、この支店というの。たとえば二人でやっても支店は支店ですが、その定義はどういう範囲を支店というのですか。

○説明員(柏木雄介君) この支店あるいは従たる事務所等の定義というのか、範囲につきましては、実態に即して考えておるわけでございます。帳簿を備えておるとか、独立の計算をしておるとか、いろいろございしますが、支店につきましまして、さらに商法上の問題とか、登記の関係とか、いろいろあると思ひます。保険業法特殊の解釈ではなくて、一般的な解釈に従って、支店と目されるものは支店という扱いにしております。

○西川甚五郎君 たとえば、内地のいろいろな商社でもなんでも、支店とか出張所がございするわけ。ところが、看板だけかけて支店で、そこにテーブルを一つ置いて事務員が二、三人おる、これを支店といふやうな支店になりませんが、この法案で、何かそういう定義的なものをとおりにする必要があるのじやないですか。

○説明員(柏木雄介君) 私ども考えております実体的内容としては、帳簿を備え、独立の計算ができる態勢にあること。それから、保険申し込み書式、保険証券、約款等を備え、保険の申し込みがなければ契約締結等の主要事務をそこで処理する態勢ができておる。さらには、外国事業者であると認めるだけの表示を掲げ宣伝広告する等の、要するに不特定多数の人を相手にして保険業務を営む意図が明瞭に認められること。いろいろなことを見まして、そこに支店であるかないかということとを判定したいと思ひます。

○渋谷邦彦君 今回の法律は、わが国の保険市場の擾乱を規制するということと、被保険者が不測の損害を受けることを阻止する、こういう趣旨のもとに出された法案だと思ひますが、先ほどの御説明によりますと、わが国における外国商社が三十六社ということでございますが、これは国別にどうなっているか、ちょっとお知らせ願ひたい。

○説明員(柏木雄介君) 英国の保険会社が二十一社、アメリカの保険会社が六社、香港籍が三社、ニュージーランド籍が二社、フランスが二社、インド、フィリピン各一社でございます。

○渋谷邦彦君 先ほどの説明によれば、三十六の実態というの、非常に力が弱いと申しましようか、ほとんど事業をやっていないというふうな印象を受けたわけでありまして、そういう外国商社に対して、この際まぎらわしいという観点に立てば、整理をする意図はないかどうか、その点について。

○説明員(柏木雄介君) 日本で特に法令違反があるとかいうような、特にとがめる理由がございする場合は除きましては、日本に来ております保険会社を、日本のほうから出ていってもらうというふうなことを積極的に行うことは、むしろ適当でないのではないかとはいふに考えております。

は聞いていないわけですが、さらにそういう事例があったとしたとしても、それが日本における事業成績として当然反映してくる筋合いのものでございしますが、ただいままでのところ、そういう特異な事例を聞いておられませんし、私どもとしましては十分その辺を監視し、そういうことのないように処置したいと思っております。

○渋谷邦彦君 外国商社も算定会に入って、料率の適用等についても、それぞれ定められた範囲で適用しているというこの御説明のようでございますが、私の記憶によりますと、これは確実な資料があるからといって、あるいは記憶違いがあるからといって、外国商社の場合の保険レートというものと、それからわが国の場合の保険レートは、たしか相当な開きがあったように思うのです。そういう観点から、外国商社は、わが国の保険市場に食い込むためには相当無理をしても入らなければならないということになれば、先ほど申し上げましたように、その方法としては、危険であるというところを承知の上でも契約をとるであろうと、こういうことが当然考えられるわけですが、その保険レート等についてはどんな仕組みになっておるのか。これは簡単に申し上げますから。

○説明員(柏木雄介君) 火災保険につきましては、各社とも、外国の会社は各社とも算定会に加盟しておりますし、それによって料率を算定するとか、業務方法等におきまして明記して

おりますので、当然そういうふうに行うておるものと思っておりますが、さらに、先ほど、外国保険会社の日本における商売がそれほど盛んでないというか、三割以下でありまして、この三割以下を申し上げましたが、この三割以下という数字は、三十六年のみならず、過去ずっとまあその程度の商売しかやっていないのでございまして、いろいろ商売を伸ばすように努力はいたしておると思っておりますが、その結果最近になって商売が特に伸びているということも見られません。三割程度というものはこの数年、まあ少なくとも五、六年はその程度のものかと思っております。御心配の、このレートの競争によつて特に国内の市場を荒らすというような事態は、目下のところ見られないのじゃないかと思っております。

○渋谷邦彦君 シェア三割についてですが、この三割の内訳を、これはたしか損保だと思いましたが、火災、海上、その他自動車、森林等があるわけですが、これはどんなふうな割合になつておるのでしょうか。

○説明員(柏木雄介君) 今御要求ありました数字は的確には持つておりませんが、外国保険事業者の日本における商売のうち約半分は自動車保険でございまして、三十六年度の実績は保険料で十六億四千三百万円、その次が火災保険八億六千万円、その次が積荷保険八億九千万円、傷害一億八千八百万、船舶一億六千三百万、その他でございまして、このうちやはり自動車のウエートが大きいのみならず、日本の保険市場における外国会社のシェアが一番大きいのも自動車でございます。たしか八、九割までいっていると思

ますが、その他火災、船舶等は、したがってシェアは三割よりさらに低くなつていっていると思っております。

○鈴木市蔵君 関連。ちょっと聞きまされども、貿易の自由化に伴う、つまり貿易の自由化に伴う外国保険業者の国内の進出についての見通しはどういうふうに考えておられますか。

○説明員(柏木雄介君) いわゆる貿易の自由化という問題と保険とは必ずしも直結しないのではないかと申します。貿易の自由化と申しますのは、貨物の輸出入につきまして制限を置かないということでございます。これはガットというものがございまして、これはガットというものがございまして、主要国は全部これに加盟して、これが貿易の自由化に対する規制を撤廃するように要求いたしておりますが、保険は貨物でありませんので、ガットの関係から申しますとはずされて

【委員長退席、理事柴田栄君着席】
それから、為替の自由化の問題であります。IMFにおきましては為替の自由化を推進して行くと。それにつきまして、IMFのほうでは、その一方で、まあ經常収支に関する経常取引の規制は全部やめてほしい。これは国際収支を理由とする制限は今後やることは適当でないというふうになっておりました。各国にそのように制限を撤廃するように要求いたしております。しかし、その場合でも、それはあくまでも為替と送金の関係の制限でございまして、実体の契約関係につきましては規制するしないという問題は別問題であります。したがって保険の問題につきましては、まあ契約段階というのか、契約を制限するしないというのは、その

国の保険行政の立場において考える問題であるのじゃないかという意味において、IMFとの関係においては別段の問題はないようになっております。

それから、その保険において契約関係を規制することが、まあこれは自由にするべきかどうかという問題であります。が、まあイギリスというふうな特殊な国では、もともと保険の関係では免許制もなく、国内でも全く自由企業になつておる。そういう国はもう人保

はヨーロッパの主要国、ほとんど世界のすべての国は保険事業は免許制でございまして、完全な自由というのはいないのでございまして。まあ日本におきまして、明治三十三年以来ずっと保険というものは免許制をとつておりまして、したがって、保険をここで、まあ貿易・為替自由化に関連して自由化するということは直接の関連はないのじゃないかと、そういうふうな考えております。

○永末英一君 現在、この免許を受けたいない外国保険事業者が保険市場を攪乱している事実がございまして、

○説明員(柏木雄介君) その、大體に攪乱するとかいうような問題は目下のところ見られませんが、まあ二つ、三つ非常な卑近な例を申し上げますと、一つは、どこかキューバのある小さな島にある保険会社が、そこから日本における物件について保険をとりたいというので、ひんびんと手紙をよこしているというふうな例がございまして、こういうふうな例がございまして、その被保険者の利益を考えれば、押えなければならぬという性質のものと思ひます。それから、もう一つは、これはまあ直

接日本人じゃありませんけれども、日本に駐留している軍人軍属を目当てにアメリカにある日本の免許を受けない保険会社が勧誘に来まして、自動車保険をしようという事例がございまして、これも明瞭に、まあ今申し上げました免許を受けない会社が攪乱しているという問題でありまして、こういうふうなものはかつて日本にある外国保険会社のほうから言いつけてくると、自分はせつかくまあいろいろ供託金を積むとか手続を踏んで免許を受けて商売をやっているのに、免許を受けずに連中がこういうことをやっているのだから非常に迷惑している、日本の政府はどうしているかというふうな言い方をしております。

【理事柴田栄君退席、委員長着席】
そういうふうな、私どもに聞こえております例はそういうのであります。それ以外にも相当あるのじゃないか。それから、そういう事例はおそらく今後ますますふえてくるというふうな考へております。これはまあ何と申しても、交通通信がますます発達してくると、戦争前ですと保険証券を送るのに少なくとも二カ月、三カ月かかったのであります。が、戦後になりますと、ジュネーブで来れば十数時間で来る。あるいは香港でありますれば日帰りである。京に来るというふうなことになる。すると、こういうふうな事例は今後ますますふえるおそれがあるというので、私どもとしましては、この際日本の保険の市場の秩序を維持するために、こういうふうな法律をぜひ作つておく必要があるのじゃないか、そういうふうな考へております。

○永末英一君 免許を受けない外国業

者に、大蔵省令で特別の場合認めようというのですけれども、その特別の場合というのはどんなことを考えておられますか。

○説明員(柏木雄介君) 第三条六項の「大蔵省令で定める場合」というのがございます。これは私も考えております。これは、海上積荷保険というのがあるんですが、海上積荷保険につきましても、これは保険は自由であるべきだという理念が一方にございます。さっきの説明をちょっと補足させていただきます。

○説明員(柏木雄介君) 今お話のありましたことは、おそらく一昨年からであります。イギリスのロイスが日本に進出したという問題がありまして、日英通商航海条約の交渉の際にもロイスの進出ということが論議されたわけでありまして、ロイスというのは、御承知のように、非常に長い伝統を持った非常に強力なる保険機構でございます。それが会社でもない、個人でもない、非常に実態の把握しにくいものであります。そういうものが日本に來たいというわけでございます。ところが、現在の外国保険事業者法におきましては、日本で免許する外国保険事業者というのは法人又は個人となっておりまして、それで、ロイスというのは一体法人なのか。法人でもない。これはイギリスの法律によりまして明らかであります。法人ではない。では、個人かという点、どうも個人でもない。ロイスの会員は五千人おりまして、それがしゅっちゅう入れかわっているの、ロイスというのは一体、一時点をとらえてまして、ロイスというのは何だということはいさぐさ捕まてできない。したがって、そういうものを日本で免許することはできないというところを説明しました。それで英側も了承して、その問題はそこで消えたわけでございます。したがって、ロイスが今後日本に來たいということがあり

ましても、現在の外国保険事業者法によりまして、やはり法人でもない、個人でもないものの進出というものは認めることができない。まあこれは日本の保険業法が、御承知のように、会社でなければ保険事業をやっちゃいかぬという点と一致するわけでございます。日本でもロイスと同じようなものがある。イギリスのロイスの進出もある。これは考えなければならぬ。日本ではそういう組織を認めないという建前をとっておる関係上、ロイスの進出は法律上認められないし、やはり妥当ではない、そういうふうに考えております。

○野澤勝君 こまかいことですが、ちよつとお伺いしますが、この保険事業は、これは損保も生命も全部含むわけですね。

○説明員(柏木雄介君) さようでございます。

○野澤勝君 提案の説明によりまして、二十四年の立法当初においてはかなりな心配したようなことは防げると思った、しかし、最近では国際間の交通、通信等の発達で距離が短縮されて、非常に活発になつてきた。で、一そういう規制をするという必要がある。これは生保のほうは別といたしまして、損保に關しましては、沖繩における外国の保険事業と日本の保険事業と非常に相剋をしまして、問題を起しておる。先ほど谷委員のお話にありました点でございまして、私はきょうはこまかく聞こうというたしませんが、このときにすてに、私は、一昨年でございまして、本委員会において警告を發しておいたわけ

であります。すでにその当初問題になつておつたのでございます。その当初なげ一体この法案を出す気にならんか、またその用意をしなければならぬというところを、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(柏木雄介君) 今度の法律改正は、もつと早くすべきではなかつたかという点につきましては、確かに二十四年当時からは問題になつたわけでありまして、実は私どものほうでいたしまして、一昨年来この法案を研究いたしましたとき、やはり一番問題になりましたのは、外国でどうやってるかをまず究明しておかないと、逆に日本が非常に風変わりな法律をやらば外国から非難を受けるということも予想されますので、外国の研究をまずやまして、それによりまして、先ほど御説明いたしましたように、外国でも相当の規制をやつてゐるということをはつきりいたしましたので、そこで私もといたしまして、ここで踏み切りまして、この法案を提出するといふふうになつておるわけでございます。やはりこういう法案は、あるいはもつと早くやるべきだったという点は、まことにこもつともかと思ひます。

○野澤勝君 私は調査官にここであらためてあれしよとは思ひませんが、いづれ大蔵大臣なりに……。柴谷理事にお願ひし、あるいは委員長にお願ひいたしました。たゞたゞ本委員会を通しまして、国際情勢の急変による日本経済への影響という問題について、私は非常に心配をいたしましたゆゑに、警告をたたび發してきておるわけであり

ます。ですから、いづれ機会を見てこの問題は総合的にその際に質問をしたいと思ひますが、きょうはこれ以上いたしません。

ただ、最後に一言お聞きしたいことは先ほど来同僚の委員によつても質問されておりますが、私は、単に最近における国際間の交通とか通信がひんぱんになつたということだけでなく、これはやはりガット並びに八条国移行の影響によつてもしなければならぬやうになつてきた。当然私はこのガット並びにIMF、国際通貨基金、これとの關係があると思ひますが、この点はいかがでございますか。先ほどはないというふうなことを言ひましたが、私はあると思ひます。

○説明員(柏木雄介君) 先ほど御説明いたしましたように、直接にガットとの關係、あるいはIMFとの關係はないものでございまして。ただ、御承知のように、今までIMFというか、日本の為替管理では、契約關係のほかに送金關係も規制いたしておりました。その為替關係のほうの送金關係の規制は、今後おそく自由化の方向になりまして、資本取引の防止のために残すものは残しますが、それ以外は自由になりますので、契約關係の規制は依然として為替管理法でも残るやうになるかと思ひます。

○野澤勝君 こでちよつとお聞きしますが、あなたはなと言ひますが、IMFの条項を見ると、國際收支を理由に為替並びに外貨支払いの制限はできない。それには貿易並びに商品の輸出入、為替・資本取引の自由化ということが理由になつておる。しかし、IMFの規約の第八条第二項には、經常

○永末英一君 だいが前でした、ヨーロッパあるいはイギリスの大きな保険会社ですね、日本に大いに進出しやうという企圖があるということで、日本の保険業界がはなはだ警戒態勢をとつておるというお話を新聞紙上で見たことがございますけれども、

取引のための支払いや資本移動を制限しない。そうしてその経常取引というのは、貿易並びに海外渡航、用船契約、保険契約、外資の配当金並びに利子の送金、こういうふうになっております。ですから、私はこの中に含まれておると解釈しておるのでございますが、いかがでございますか。

○説明員(柏木雄介君) 御指摘のように、八条におきましては、支払い、つまり外国へ向けての送金につきましては、そういう制限を、資本取引のための場合を除きましては、撤廃いたしますように要求いたしておりますが、それは保険業につきましても同様かと思えます。ただ、今申し上げておりますのは、保険契約を締結することにつきましては、IMFでは問題にしていない。で、現在の為替管理におきましては、契約の締結も制限いたしておりますし、ほかに送金の制限もいたしております。

○野溝勝君 私、これはお答えなくともいいのですが、この八条国移行の問題にしろ、あるいは自由化の問題にしろ、当然ガットもそれに関連してくる問題であります。いつでも日本経済、日本産業は非常に不利益を受けてきておるのでございまして、今日やはり紡績の問題を中心に、あるいはその他いろいろ、漁業の問題にしても、あるいはレートの問題にしても、事々に問題が次から次に出てきておるわけです。ですから、こういう際ですから、特にただ対等にするとか、あるいは外国のやっっている例を見とかいうようなことでは、いつでもあとにかいようにとついているわけです。だから、たまには、とにかく独立国であるという

日本としては、よその経済行為よりはやはり日本の産業経済を守るという意味において、少壮官僚の諸君は、政府の上のほうから出てくる意見ばかり聞くのでなくて、少しは自主的な意見も出して、やはりこの追隨外交とか追隨経済政策の首脳部の方針に対して、少しは新しいテーマを出すくらいの気持を持っていただきたいということを希望しておきます。

○委員長(佐野廣君) 他に御質疑もないようでございますから、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月五日)

一、酒税法の一部を改正する法律案
一、印紙税法の一部を改正する法律案

昭和三十八年三月二日印刷

昭和三十八年三月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局